

○内閣府  
法務省 令第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第 号）の施行に伴い、金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法務大臣 古川 禎久

金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令

金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年 内閣府  
法務省 令第 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(申立ての手続)</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第十五条の十四第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号による申立書に金融商品取引法(以下「法」という。)第三十一条の二第六項の権利(以下「権利」という。)を有することを証する書面を添えて、金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う個人及び同条第三項に規定する投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下同じ。)が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長(当該金融商品取引業者が令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者である場合にあつては、金融庁長官。以下「管轄財務局長」という。)に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(申立ての手続)</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第十五条の十四第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号による申立書に金融商品取引法(以下「法」という。)第三十一条の二第六項の権利(以下「権利」という。)を有することを証する書面を添えて、金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う個人及び同条第三項に規定する投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下同じ。)が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長(以下「管轄財務局長」という。)に提出しなければならない。</p>

別紙様式第一号（第一条関係）

（日本産業規格 A 4）

年 月 日

金融庁長官  
財務（支）局長 殿

（郵便番号 — ）

申立人 住 所

電話番号（ ） —

商 号

又は名称

氏 名

（法人にあつては、代表者の氏名）

申 立 書

下記のとおり、金融商品取引法施行令第15条の14第1項の規定により、権利の実行の申立てをします。

記

[1～4 略]

（記載上の注意）

[略]

別紙様式第二号（第二条関係）

（日本産業規格 A 4）

年 月 日

金融庁長官  
財務（支）局長 殿

（郵便番号 — ）

申出人 住 所

電話番号（ ） —

商 号

又は名称

別紙様式第一号（第一条関係）

（日本産業規格 A 4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

（郵便番号 — ）

申立人 住 所

電話番号（ ） —

商 号

又は名称

氏 名

（法人にあつては、代表者の氏名）

申 立 書

下記のとおり、金融商品取引法施行令第15条の14第1項の規定により、権利の実行の申立てをします。

記

[1～4 同左]

（記載上の注意）

[同左]

別紙様式第二号（第二条関係）

（日本産業規格 A 4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

（郵便番号 — ）

申出人 住 所

電話番号（ ） —

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

申 出 書

下記のとおり、金融商品取引法施行令第15条の14第2項の規定により、権利の申出をします。

記

[1～4 略]

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第三号 (第十一条第三項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

住所

殿

金融庁長官  
財務(支)局長

通 知 書

別添支払委託書(写)の記載のとおり供託物の配当をしたため、あなたの営業保証金に下記のとおり不足を生じたので、速やかに、不足額を供託してください。

記

不足額

円

別紙様式第四号 (第十四条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

金融庁長官

財務(支)局長 殿

(郵便番号 - )

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

申 出 書

下記のとおり、金融商品取引法施行令第15条の14第2項の規定により、権利の申出をします。

記

[1～4 同左]

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第三号 (第十一条第三項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

住所

殿

財務(支)局長

通 知 書

別添支払委託書(写)の記載のとおり供託物の配当をしたため、あなたの営業保証金に下記のとおり不足を生じたので、速やかに、不足額を供託してください。

記

不足額

円

別紙様式第四号 (第十四条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 - )

申請者 住 所  
電話番号 ( ) -  
商 号  
又は名称  
氏 名  
(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融商品取引法施行令第15条の15及び金融商品取引業者営業保証金規則第13条の規定により、営業保証金の取戻しの承認を申請します。

記

[1～3 略]  
(記載上の注意)  
[略]

別紙様式第五号 (第十四条第三項関係)

(日本産業規格A4)  
年 月 日

金融庁長官  
財務(支)局長 殿

(郵便番号 - )  
申出人 住 所  
電話番号 ( ) -  
商 号  
又は名称  
氏 名  
(法人にあつては、代表者の氏名)

申 出 書

下記のとおり、金融商品取引業者営業保証金規則第14条第3項の規定により、権利の申出をします。

記

申請者 住 所  
電話番号 ( ) -  
商 号  
又は名称  
氏 名  
(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融商品取引法施行令第15条の15及び金融商品取引業者営業保証金規則第13条の規定により、営業保証金の取戻しの承認を申請します。

記

[1～3 同左]  
(記載上の注意)  
[同左]

別紙様式第五号 (第十四条第三項関係)

(日本産業規格A4)  
年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 - )  
申出人 住 所  
電話番号 ( ) -  
商 号  
又は名称  
氏 名  
(法人にあつては、代表者の氏名)

申 出 書

下記のとおり、金融商品取引業者営業保証金規則第14条第3項の規定により、権利の申出をします。

記

[1～4 略]  
(記載上の注意)  
[略]

別紙様式第六号 (第十四条第五項関係)

(日本産業規格 A 4)

営業保証金取戻承認書

[1・2 略]  
上記のとおり承認します。  
年 月 日

金融庁長官  
財務(支)局長 印

住所

殿

別紙様式第七号 (第十六条第四項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

金融庁長官  
財務(支)局長 殿

(郵便番号 — )

申出人 住所

電話番号 ( ) —

商号

又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金の保管替届出書

下記のとおり、営業保証金の保管替えをしたので、金融商品取引業者営業保証金規則第16条第4項の規定により、供託書正本を添えて届け出ます。

[1～4 同左]  
(記載上の注意)  
[同左]

別紙様式第六号 (第十四条第五項関係)

(日本産業規格 A 4)

営業保証金取戻承認書

[1・2 同左]  
上記のとおり承認します。  
年 月 日

財務(支)局長 印

住所

殿

別紙様式第七号 (第十六条第四項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 — )

申出人 住所

電話番号 ( ) —

商号

又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金の保管替届出書

下記のとおり、営業保証金の保管替えをしたので、金融商品取引業者営業保証金規則第16条第4項の規定により、供託書正本を添えて届け出ます。

記

[1～3 略]  
(記載上の注意)  
[略]

記

[1～3 同左]  
(記載上の注意)  
[同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記による。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。